

定 款

昭和52年	1月18日	作 成
昭和52年	1月18日	公証人認証
昭和52年	1月20日	会社設立
平成11年	1月 1日	一部改定
平成11年	9月15日	一部改定
平成12年	1月27日	一部改定
平成12年	4月26日	一部改定
平成12年	5月15日	一部改定
平成12年	8月18日	一部改定
平成12年11月	17日	一部改定
平成13年12月	20日	一部改定
平成15年	1月30日	一部改定
平成15年	7月30日	一部改定
平成16年	1月29日	一部改定
平成17年	1月27日	一部改定
平成18年	1月27日	一部改定
平成19年	1月26日	一部改定
平成20年	1月24日	一部改定
平成21年	1月29日	一部改定
平成22年	1月28日	一部改定
平成25年	1月 1日	一部改定
平成28年	1月28日	一部改定
平成30年	1月30日	一部改定
平成31年	1月30日	一部改定
令和2 年	1月28日	一部改定

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、ギグワークス株式会社と称し、英文では、GiG Works Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社(外国会社を含む)、組合(外国における組合に相当するものを含む)、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. コンピュータなどの情報通信機器及びコンピュータソフトウェアの開発及び販売並びに賃貸
2. パソコン、パソコン周辺機器及びデジタルカメラ等の操作に関する指導、教育
3. 小売業の新店舗開店、新装開店及び店頭販売に関する運営支援業務
4. 小売業の店頭販売促進に関する企画、教育及び訓練
5. 小売業の店頭調査、市場調査及びその情報の提供
6. イベント企画
7. 日用雑貨、医療品及び玩具のデザイン制作販売及び輸出入
8. 健康食品、健康器具の販売
9. 商品陳列器具、陳列補助具、広告宣伝物及び販売促進物の開発及び販売
10. マルチメディア関連の映像、ソフトウェア、データ及び映像媒体の研究・開発・企画・販売
11. マルチメディア機器及び人材に関するセミナー並びに研修会の企画、開催
12. マルチメディア機器の保守、管理、修理に関するサービス業務
13. 流通業に関する物流システムの構築並びにコンピュータソフトの開発
14. 建築設計、監理並びに施工
15. 発電・売電事業
16. 電気通信事業
17. 前号のネットワークを利用した販売事業並びに情報・サービスの提供
18. 情報処理に関する研究開発事業
19. グラフィックデザイン業務に関するデザイン管理並びに施工制作

20. パソコンスクールの経営及びフランチャイズチェーンシステムによるパソコンスクールの加盟店の募集及び加盟店の経営指導
21. 各種資格取得のための企画及び指導、その他各種教室の経営
22. 旅行業
23. 旅行業代理店業
24. 不動産、動産の売買、仲介、賃貸及び管理業務
25. 建材・資材・エクステリア・店舗及び事務所用什器備品の販売
26. ゲームセンター・遊技場・ホテル・旅館・飲食店・駐車場・スポーツ施設の経営、管理
27. 建物内外の保守管理、警備及び清掃業務
28. 高齢者向けの生活情報の収集及び提供に関する業務
29. 不動産に関する投資顧問業
30. 食料品の販売
31. 酒類及びタバコの販売
32. 古物売買業
33. 有料職業紹介事業
34. 労働者派遣事業
35. 金融商品仲介業
36. 銀行仲介業
37. 支払督促支援業
38. 割賦販売業
39. 個別信用購入あっせん業
40. 包括信用購入あっせん業
41. 貸金業
42. インターネットを活用したクラウドファンディング事業
43. 電子マネー、仮想通貨その他の電子価値情報及び前払式支払手段の発行、販売及び管理並びに電子決済システムの提供業務並びに資金移動業
44. 情報提供サービス
45. 出版業
46. 広告代理店業務
47. 損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業
48. 生命保険の募集に関する業務
49. 有価証券の保有、運用、売買
50. 投資事業組合の組成、運営、財産管理
51. 経営コンサルティング業務
52. 美容事業
53. ブロックチェーンプロダクトの開発
54. ブロックチェーンの導入コンサルティング及び開発支援

- 55. ブロックチェーンに関するセミナー並びに研修会の企画、開催とそのコンサルティング
- 56. ブロックチェーンに関するイベント企画
- 57. 前各号に付帯するコンサルティング業務
- 58. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- ①取締役会
- ②監査役
- ③監査役会
- ④会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行する株式の総数は、28,400,000株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(自己の株式の取得)

第 8 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元未満株式の権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ①会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- ②会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

- ③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第 10 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

③当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取り扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招集の時期及び場所)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 10 月 31 日とする。

(招集者及び議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第 309 条第 2 項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は総会ごとに代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

（員数）

第 18 条 当会社に取り締役 11 名以内を置く。

（選任方法）

第 19 条 取締役は株主総会において選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。

③取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（任期）

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

②取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

③取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

（取締役会の決議の省略）

第 22 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（代表取締役及び役付取締役）

第 23 条 当会社は、取締役会の決議により、代表取締役若干名を選定する。

②取締役会の決議により、取締役社長 1 名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

（報酬等）

第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 25 条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

②当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

（員数）

第 26 条 当会社に監査役 4 名以内を置く。

（選任）

第 27 条 監査役は株主総会において選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。

（任期）

第 28 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの

に関する定時株主総会終結の時までとする。

- ②任期の終了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の終了する時までとする。

（常勤監査役）

第 29 条 監査役会は、その決議によって常勤監査役若干名を選定する。

（監査役会の招集通知）

第 30 条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発する、但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

- ②監査役会全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を招集することができる。

（報酬等）

第 31 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第 32 条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- ②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

（補欠監査役）

第 33 条 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

- ②補欠監査役の選任については、本定款第 27 条の規定を準用する。

- ③第 1 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

（補欠監査役選任の効力）

第 34 条 前条に定める補欠監査役の選任決議は、当該決議後 4 回目に開催する定時株主総会の開始の時まで効力を有する。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。

第 6 章 会 計 監 査 人

（選任方法）

第 35 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

（任期）

第 36 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- ②前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

（会計監査人の報酬等）

第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）

第 38 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第 7 章 計 算

（事業年度）

第 39 条 当社の事業年度は、毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日までの 1 年とする。

（剰余金配当等の決定機関）

第 40 条 当社は、剰余金配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会によらず取締役会の決議により定める。

（剰余金の配当の基準日）

第 41 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 10 月 31 日とする。

- ②当社の中間配当の基準日は、毎年 4 月 30 日とする。

- ③前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 42 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。